

一般社団法人 YORIAILab 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 YORIAILab と称し、かな表記では一般社団法人よりあいうぼと表示する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第 3 条 この法人は、現在疾病を抱える人、将来疾病にかかる可能性のある人、医療・医薬品の開発に関心を持つ患者団体、患者支援団体及び一般市民と産官学をつなげ、健康医療に関する社会共創活動を実行、支援することで、ひとりでも多くの疾患とともに生きる人々が力を育める持続的な社会環境(社会共創エコシステム)を作り、保健・医療又は福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- 1 健康医療に関する課題の把握と解決に向けた調査・研究、相互の交流や情報交換、教育研修・講演・セミナー等の開催に関する事業
- 2 国内外の関連団体との連携及び交流に関する事業
- 3 電子出版物、書籍及び小冊子の出版事業
- 4 この法人の活動を広報及び宣伝するために必要な事業
- 5 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助に関する事業
- 6 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員：当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員：当法人に功績のあった者 又は学識経験者で、社員総会で推薦された者
- (3) 準会員：当法人の事業を賛助するため入会した個人
- (4) 賛助会員：当法人の事業を賛助するため入会した団体

2 前項の会員のうち、正会員、特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）における社員とする。

(入会)

第6条 正会員、特別会員、準会員および賛助会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

2 特別会員となるには、社員総会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 正会員、準会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 正会員、特別会員、準会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、社員総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 連絡先が不明となったとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(任意退会)

第9条 会員は、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 10 条 当法人の会員が、次のいずれかの事由に該当するにいたったときには一般法人法第 49 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員名簿)

第 11 条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 社員が第 8 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない

第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 13 条 当法人の社員総会は、社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(開催)

第 14 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 4 か月以内で開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第 15 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第 16 条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法により、会日より二週間前までに各社員に対して発する。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第 18 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第 19 条 社員総会に出席できない社員は、会長に対し、あらかじめ通知された事項について委任状その他の代理権を証明する書面を提出又は電磁的記録により提供して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

(議長)

第 20 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において出席した社員の中から選出する。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び当該総会において選任された議事録署名人 2 名は、前項の議事録の署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(員数)

第 22 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 人以内

2 理事のうち、1 名を会長とし、理事のうち 1 名を副会長、1 名を専務理事、2 名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 理事（清算人を含む。以下同じ。）について、その理事及びその理事の配偶者又は 3 親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は、3 分の 1 以下でなければならない。

4 監事は、当法人または当法人の子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第 24 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員が欠けた場合又は第 2 2 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

- 第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、業務全般に亘り会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
 - 4 常務理事及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
 - 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

- 第 27 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

- 第 28 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

- 第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実の遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるものの他、当法人の業務執行の決定
- (4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (5) 理事の職務分掌
- (6) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の定めるところにより、各理事が理事会を招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 理事長に事故若しくは支障があるときには、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 36 条 理事会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 37 条 当法人は、基金を引きける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第 38 条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 39 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 40 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 1 4 1 条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第 45 条 当法人は、社員総会において総社員の半数であつて、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議すること其他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 46 条 当法人が、解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 項に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第 47 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 48 条 当法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を得て、別に定める。

第 10 章 附則

(最初の事業年度)

第 49 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 7 年 3 月末日までとする。

(設立時の役員)

第 50 条 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事 八木 伸高

設立時理事 奥瀬 正紀

設立時理事 小林 慶子

設立時理事 宿野部 武志
設立時理事 松山 琴音
設立時監事 甲斐 幸丈

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 51 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

八木 伸高
松山 琴音
小林 慶子
奥瀬 正紀
宿野部 武志

(法令の準拠)

第 52 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和 6 年 4 月 2 4 日

設立時社員 八木 伸高
設立時社員 松山 琴音
設立時社員 小林 慶子
設立時社員 奥瀬 正紀
設立時社員 宿野部 武志